

平成28年10月17日

**三井住友銀行における
無配当外貨建個人年金保険（積立利率更改型）**

ドリームフライト
**Dream
Flight** の発売について

～ 平成28年10月17日より、販売開始 ～

三井生命保険株式会社（代表取締役社長 有末 真哉）では、平成28年10月17日より、株式会社三井住友銀行（頭取 國部 毅）において、**無配当外貨建個人年金保険（積立利率更改型）『ドリームフライト』**の販売を開始いたします。

『ドリームフライト』は、毎回、一定額の円貨で外貨を積み立てることができる外貨建（豪ドルまたは米ドル）の個人年金保険です。外貨が安いときに多く購入し、外貨が高いときには少なく購入する、いわゆるドルコスト平均法で為替変動リスクを抑えながら将来のための資金準備を行い、年金開始時には多彩なお受け取り方法が選べるなど、お客さまの様々なニーズにお応えする商品です。

※本リリースでは「オーストラリア連邦通貨」を「豪ドル」、
「アメリカ合衆国通貨」を「米ドル」といいます。

1. 商品の特徴

1 日本より比較的金利の高い国の国債*などで運用します。

- 指定通貨を豪ドルまたは米ドルからお選びいただけます。
 - 積立利率は10年ごとに更改されます。
(更改後の積立利率は、ご契約時に定められた最低保証積立利率を下回ることはありません。)
- *平成28年10月現在の金利水準を記載しているため、将来の金利水準を予測・保証するものではありません。

2 為替リスクを抑える仕組みがあります。

- 毎回、円建の一定金額をお払い込みいただくため、ドルコスト平均法により為替リスクの軽減が期待できます。
- 円安が続いた場合など、保険料のお払い込みを一時的に停止することができます。
※保険料の前納をされた場合、保険料前納期間中は「保険料の払込停止」のお取り扱いはできません。
- 年金開始時等に円高となった場合など、「年金開始日の繰下げ」、「年金のすえ置き支払」を活用することができます。

3 個人年金保険料控除により所得税・住民税が軽減されます。

- 「ドリームフライト」では、円建払込金額が個人年金保険料控除の対象となります。
※個人年金保険料税制適格特約の付加が必要となります。また、個人年金保険料控除の対象として所得控除の適用を受けるには所定の条件を満たす必要があります。

この保険には為替リスクがあります。詳細は「為替リスクについて」をご覧ください。

2. 仕組み図

コツコツ備えたいお客さま向けの「定額積立プラン」のイメージ図です。



3. 主な取り扱い

指定通貨	豪ドルまたは米ドル	
契約年齢範囲	【確定年金】 0歳～70歳	【保証期間付終身年金】 18歳～70歳
最低円建払込金額 (月払換算)	保険料払込期間 10年～15年の場合：15,000円 保険料払込期間 16年以上の場合：10,000円	
保険料払込期間	【確定年金】 歳払済：16・17・18・22・ 50・55・60・65・ 70歳払済 年払込：10・15・20年払込	【保証期間付終身年金】 歳払済：50・55・60・65歳払済 年払込：10・15・20年払込
	※歳払済の場合、保険料払込期間は10年よりお取り扱いします。	
すえ置き期間	年払込：1年～15年の各年 歳払済：5・10・15年 ※16・17・18・22歳払済はすえ置き期間の設定はできません。	
保険料払込方法	月払・半年払・年払	
保険料払込経路	【第1回保険料】三井生命の指定する口座へのお振り込み 【第2回以後の保険料】口座振替扱、クレジットカード扱 (月払のみ)	
保険料の前納	全期前納および1年以内の月払前納のみお取り扱いします。	
年金種類	【確定年金】 年金支払期間：5・10・15年	【保証期間付終身年金】 保証期間：10年
選択方法	告知書扱 (現在の職業等を告知いただきます)	
付加可能な特約	円換算払込特約 (必須付加)、円換算支払特約、円建年金移行特約、指定代理請求特約、個人年金保険料税制適格特約	

4. お客さまにご負担いただく費用および為替リスクについて

■ お客さまにご負担いただく費用について

お客さまにご負担いただく費用は、以下の費用の合計額となります。

(1) 保険契約関係費用について

【年金開始日前】

- お払い込みいただいた保険料のうち、その一部は保険契約の締結・維持、死亡保障などにかかる費用にあてられ、それらを除いた金額が運用されます。ご契約後も定期的に保険契約の締結・維持、死亡保障などにかかる費用などが控除されます。なお、これらの費用については、年齢別の発生率を用いて算出しているため、一律の算出方法を記載することができません。
- 上記の費用のほかに、解約される場合には、ご契約日から10年間は、経過期間（保険料をお払い込みいただいた年月数）に応じて、積立金から以下の金額を控除します。
- ・ 控除される額の積立金に対する比率は、「1.7%×保険料払込期間（年数）」を上限に、下表のとおり経過期間により減少します。

経過期間（月数）*	解約時の控除額（積立金比例）
1年目～3年目	右記の(A) + (B)
4年目～10年目	右記の(A)
11年目～	控除はありません

※ (A) = 解約時の積立金額×保険料払込期間（年数）× 0.7%
× (120 - 経過月数) / 120

※ (B) = 解約時の積立金額×保険料払込期間（年数）× 1.0%
× (36 - 経過月数) / 36

*経過期間（月数）は、保険料のお払い込みのあった期間（月数）によります。

【年金開始日以後】

- 年金を維持・管理するための費用として、支払年金額の1.0%を年金支払日に責任準備金から控除します。

(2) 外国通貨のお取り扱いによりご負担いただく費用について

① 円建払込金額をお払い込みいただく場合

円建払込金額を指定通貨建の保険料に換算する際に適用する三井生命所定の円換算レート（払込用）には、為替手数料が含まれます。

円換算レート （払込用）	換算基準日^{*1}における三井生命が指定する取引銀行のTTM（電信売買相場の仲値）+ 0.25円
-------------------------	--

※TTM（電信売買相場の仲値）と円換算レート（払込用）の差（0.25円）は平成28年10月現在のものであり、将来変更することがあります。ただし、円換算レート（払込用）は換算基準日^{*1}における三井生命が指定する取引銀行が公示するTTS^{*2}（対顧客電信売相場）を上回ることはありません。

② 年金、死亡給付金などを円に換算してお支払いする場合

円換算支払特約を付加して年金、死亡給付金などを円に換算してお支払いする際、または円建年金移行特約の年金原資額を算出する際に適用する三井生命所定の円換算レート（支払用）には、為替手数料が含まれます。

円換算レート （支払用）	換算基準日^{*1}における三井生命が指定する取引銀行のTTM（電信売買相場の仲値）- 0.25円
-------------------------	--

※TTM（電信売買相場の仲値）と円換算レート（支払用）の差（0.25円）は平成28年10月現在のものであり、将来変更することがあります。ただし、円換算レート（支払用）は換算基準日^{*1}における三井生命が指定する取引銀行が公示するTTB^{*2}（対顧客電信買相場）を下回ることはありません。

③ 年金、死亡給付金などを指定通貨でお支払いする場合

指定通貨をお受け取りいただける口座が必要となり、ご利用される金融機関により諸手数料^{*3}が必要な場合や、三井生命からの指定通貨でのお支払いにかかる送金手数料をお支払い額より差し引く場合があります。これらは金融機関により異なるため、一律に記載することができません。

- *1 換算基準日として定める日が、三井生命が指定する取引銀行または三井生命の休業日に該当するときは、その直前の取引銀行および当社の営業日となります。
- *2 1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。
- *3 リフティングチャージ、外貨引出手数料等のことで、金融機関によりお取り扱い、名称などは異なります。

※円換算レート（払込用）と円換算レート（支払用）は、同日であっても為替手数料により、適用レートが異なります。

【三井生命所定の円換算レートは、三井生命が指定する取引銀行の為替レートを基準としています。】

TTS (対顧客電信売相場)	銀行が顧客向けに外貨を売る（円を外貨に交換する）ときに用いられる為替レート
TTM (電信売買相場の仲値)	TTS（対顧客電信売相場）とTTB(対顧客電信買相場)の仲値
TTB (対顧客電信買相場)	銀行が顧客から外貨を買い取る（外貨を円に交換する）ときに用いられる為替レート

■ 為替リスクについて

外国為替相場の変動による価格変動リスクを為替リスクといい、この保険には、次のような為替リスクがあります。これらの為替リスクは、ご契約者および受取人に帰属します。

- 指定通貨に換算した保険料額は、お払い込みのたびに変動（増減）します。
- 円換算支払特約を付加して円に換算してお支払いする年金額、死亡給付金額などは、ご契約時の円換算レート（支払用）で円に換算した年金額、死亡給付金額などを下回り、損失を生ずるおそれがあります。
- 円換算支払特約を付加して円に換算してお支払いする年金の累計額や死亡給付金額、円建年金移行特約を付加して円に換算してお支払いする年金の累計額は、円建払込金額の累計額を下回り、損失を生ずるおそれがあります。

以上

このニュースリリースは、保険募集を目的としたものではなく、商品の概要のみを説明したものです。ご検討にあたっては、「商品パンフレット」および「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）」を必ずご覧ください。また、ご契約の際は、「ご契約のしおりー約款」を必ずご覧ください。